

以下の各問いに例を交え答えなさい。(参考：教科書 14 章)

### 1 Copyright とは？

著作権のことでコピーライトと読む。著作物を他人に使用させる許可を与えたり、著作物を財産として所有したりすることのできる権利。ここでいう著作物には、音楽や文章などの他に、ソフトウェアも含まれる。しかし、表現の下にあるアイデア（ソフトウェアでいえばアルゴリズム）は保護の対象にはなりません。

著作物は創作されたものでなければなりませんから、新規性がなくてならず、既に存在するものを自分の著作物にすることはできない。

著作権は、特に登録をしなくても、著作物を作成すると発生するが、正式な著作者であると証明したい場合は、文化庁で登録できます。個人の著作物の場合、著作権は死後 50 年を過ぎると適用されなくなる。

著作権には財産権という側面と、名誉的な権利という側面がある。

前者を狭い意味の著作権、後者を著作者人格権と呼ぶ。

著作者人格権は「公表権」「氏名表示権」「同一性保持権」の 3 つからなる。

「公表権」は、何らかの手段で著作者が創作したものを公表できる権利。

「氏名表示権」は、公表の際に著作者の氏名を表示できる権利。

「同一性保持権」は、無断で改変されたものを公表されない権利。

著作人格権は譲渡できない。

### 2 PDS (Public Domain Software) とは？

著作権や所有権を完全に放棄し、誰でも自由に使用、配布できるソフトウェアのこと。しかし、著作者人格権は譲渡できないために法消えきるかは微妙。フリーソフトウェアなどの開発者が事情により開発できなくなった場合などに、ソースコードやオブジェクトと共にソフトウェアを PDS として公開することが多い。オープンソースの理念と相まって広まっている。

### 3 フリーソフトウェアとは？

ソフトウェアの開発者が無料で提供し、自由に使用できるソフトウェアの総称。つまり著作権者が著作権を保持していますが、商用以外などの一定の条件の下で無償で利用できるソフトウェア。

フリーソフト、フリーウェアとも呼ばれる。また、フリーソフトウェアと呼ぶ場合、GPL のソフトウェアライセンスに従って流通しているソフトウェアを特に指すこともある。

#### 4 Copyleftとは？

Free Software Foundation で提唱され、後に GNU によって規定がまとめられた、ソフトウェアと共にソースコードを公開する場合に設定される権利条件のこと。プログラムの著作者が、ソフトウェアの再配布者に改変や複製、再配布などを自由に行ってもよいとすることを指す。（ただし、他人へは自分か享受したと同じように自由とともに複製させてあげなくてはなりません）

ほかに、ソフトウェアの使用は無保証ですが、すべての行為は無料であったりする。copyleft を主張するための表示として、一般の著作権表示と GUN 一般公有使用承諾 (GPL)がある。

コピーライトが著作権の保護を目的としているのに対し、コピーレフトは、「コンピュータで使うソフトウェアは無償で広く普及させるべき」という GNU の思想や文化の発展に寄与しようという理念を目的としている。

#### 5 著作権フリーとは

著作権保護期間が過ぎ、著作権が適用されていない著作物、または自由に利用できる著作物のこと。後者の例には、画像や音声などの素材および素材集があげられる。この場合、再配布や加工を禁じるなど、制限がある場合もある。

#### 6 シェアウェアとは

無料試用期間後に継続使用する場合に、ソフトウェアの著作権の所有者に使用料を支払う必要があることを明らかにしているソフトウェア。ソフトウェアの使用説明書や起動画面にシェアウェアであることが明記されている。シェアウェアは本来は売り物なので、購入しない場合は使用期間が経過したら速やかに消去する必要があります。

#### 7 GNU プロジェクトとは

GNU is Not UNIX の略。完全にフリーな UNIX ライクな OS を開発するために、1984年にスタートしたソフトウェア開発プロジェクト。リチャード・ストールマン氏が創立した「FSF (Free Software Foundation) という団体が推進している。フリーとは単なる無料という意味ではなく、利用者に対してコードの改変を認めたり、（改変をしたものを含めて）ソースコードの配布を認める（そして義務づける）というもの。

#### 8 GPL とは？ また、どのような利点、問題があるか

Free Software Foundation (FSF) が策定した、フリーソフトのライセンス形式。ソフ

トウェアのコピーや再配布、ソースコードの改変などを第三者に認めている。ただし、ソフトウェアの著作権は開発者に帰属している。

利点としては、ソフトウェアに不満がある場合、自分で改良したり、再配布したりして使えること。

問題としては、ソフトウェアを作成する会社などには、悩ましい存在でしかないということ。

## 9 LGPLとは？

オープンソースソフトのライセンスのひとつ。GNUプロジェクトが推進するGPLから派生したもので、動的なリンクに限り、GPL/LGPLに従わないソフトでの利用も認められる

10 自分で開発したソフトウェアとデータを公開する際の注意を列挙しなさい。

1. 日本の著作権法はベルヌ条約の無法式主義を採用していますので、自分で開発したソフトウェアやデータについては、特に手続きをすることなく、その著作権は自分のものになります。

2. 自分で開発したソフトウェアを公開する場合は、方式主義の国でも著作権が保護されるように「Copyright,著作権者名,最初の発行年」をつけておきましょう。

3. コンパイラを使ってソースプログラムからオブジェクトプログラムを作ると、オブジェクトプログラムにそのコンパイラに附属するプログラムが一部に含まれることがあります。そのようにして作られたオブジェクトプログラムを配布するとコンパイラの著作権者の著作権を侵害する可能性があります（コンパイラの使用許諾契約によります）。

4. 再配布を許す場合は、READMEやLICENSEなどのファイルに使用許諾条件を明記して、ユーザからさらに次のユーザに再配布されるときに、必ず使用許諾条件も複製されるようにしましょう。

使用許諾条件では、ユーザが手を加えたものを再配布可能とするかのということや、不明な点があった場合の照会先を明記しておくといよいでしょう。

5. ソフトウェアだけでなく、文章や絵などのデータにも損害無償表明

(DISCLAIMER OF DAMAGES)をつけましょう。文章や絵を見て体の調子が悪くなる人もいます。

6. WWWで公開したページやデータは、特にアクセス制限などの設定をしない限り、出版と同等に見なされます。他人の著作物を公開すると著作権中の出版権の侵害となります。著作権の保護期間を過ぎたものでも著作者人格権は残りますので、一部分だけ使うというように改変を加えると同一性保持権の侵害となります。絵画

を購入しただけでは、その著作権を取得してはいないことに注意してください。購入した絵画をイメージスキャナなどで取り込んでWWWで公開すると、著作権法違反となります。また、人物の写真の場合は肖像権、商法の場合は商標権など、公開により著作権以外の権利を侵害してしまふことがあります。

7. 著作権の保護期間は著作者没後50年が基本ですが、日本では「戦時加算」により延長して保護しなければならない場合があります。海外のページで保護されていても、日本のページで公開すると違法になることがあります。

8. BBS（電子掲示板）などに著作物を投稿して読者の反応を見ようとする場合には、そのBBSの規約をよく確認してからにしましょう。投稿されたものは著作権を放棄したものとみなす旨の規約があるBBSもあり、自分の著作物として出版できなくなることもあります。

#### <感想>

著作権のことを深く調べたり考えたりしたことはなかったのに、こんなにも規制があるんだということに驚いた。国によって考え方が違って、いろんな主張する団体もいてまとまることはないんだろうと思った。

#### <参考文献>

新 The UNIX Super Text 上 技術評論社

デジタル用語辞典 <http://yougo.ascii.jp/caltar/>メインページ